

第2号様式（第11条関係）

意見公募手続（パブリックコメント）に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案件名：第2次鹿屋市総合計画
- 2 意見の募集期間：平成30年12月28日～平成31年1月21日（25日間）
- 3 意見提出者： 1人
- 4 意見数： 6件

〈検討結果区分〉

A：策定案に反映できるもの	6件
B：既に盛り込み済みのもの	件
C：今後の参考となるもの	件
D：反映できないもの	件
E：その他感想や質問など	件
計	6件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
1	第1編第3章1「鹿屋市の現状」5「財政」に、歳入・歳出の規模・科目のみでなく、義務的経費がどの程度か、市債残高がどの程度あるのか等も示すべきではないか。	A	市の財政状況については、各年度の歳入決算の内訳や歳出予算の目的別内訳及び性質別内訳（義務的経費・投資的経費・その他経費）など、市議会での認定後、広報かのかやと市ホームページで毎年度公表を行っています。 市債残高については、第3編第2章2「健全な財政運営」に、地方債残高の推移を追加します。
2	第3編第1章基本目標1「やってみたいしごとができるまち」基本施策1「活力ある農林水産業の振興」の具体的施策に「有害鳥獣対策」を加えるべきでないか。	A	活力ある農林水産業の振興の具体的施策に「有害鳥獣対策」を追加します。
3	第3編第1章基本目標2「いつでも訪れやすいまち」基本施策1「地域資源を活かした観光の推進」具体的施策「魅力ある観光地の形成」に、「さらなる魅力向上に取り組む」とあるが、例えば、そこでしか味わ	A	御意見を参考に、具体的施策「魅力ある観光地の形成」を修正します。

	えないオンリーワンの体験ができる施設づくりに取り組む等魅力向上を図る方向性を具体的に示すべきでないか。		
4	具体的施策「魅力ある観光地の形成」に、「あらゆるニーズに対応できる」とあるが、あまりにも漠としすぎているように思える。	A	御意見を参考に、具体的施策「魅力ある観光地の形成」を修正します。
5	具体的施策「観光PRの充実」に、「ホームページ等による的確な観光地情報の発信」を加えるべきでないか。	A	御意見を参考に、具体的施策「観光PRの充実」を修正します。 また、行政情報の発信については、第3編第2章7「わかりやすい情報提供」に記載しています。
6	第3編第2章4「公共施設マネジメントの推進」に、「事業実施にあたっては、PPP/PFIも含めた多様な手法を検討し、財政負担の最小化を図る。」等の施策を加えたらどうか。	A	御意見を参考に、「公共施設マネジメントの推進」を修正します。